

社援発 0115 第 4 号
令和 6 年 1 月 15 日

社会福祉法人産経新聞厚生文化事業団
理事長 鈴木 裕一 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和 5 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 6 年 4 月 16 日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

(1) 事業報告書の附属明細書について

事業報告及びその附属明細書については、社会福祉法第 45 条の 27 及び 28 の規定により、毎会計年度終了後三月以内に作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならないが、附属明細書を作成していないことが確認されたため、作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けること。

(2) 計算書類等の理事会及び評議員会承認について

社会福祉法上、作成が求められている計算書類（本体（各号第一様式～第四様式）及び注記）及び附属明細書について理事会の承認を受け、理事会の承認を受けた計算書類について評議員会の承認を受けなければならないと定められている。

しかし、当法人では、計算書類本体の一部しか理事会及び評議員会に諮られておらず、その他の計算書類等は承認を受けていないため、法令で理事会及び評議員会の決議が求められている計算書類等について漏れなく決議に諮り、承認を受けること。

【問合せ先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課

法人指導監査官 伊東 典亮

社会福祉法人経営指導専門官 信澤 麻希子

TEL 03-5253-1111 (内線2869)

MAIL itou-noriaki@mhlw.go.jp

nobusawa-makiko.ij4@mhlw.go.jp